第二十一条　遵守

理事会は、その第一回会合において、この条約の規定を遵守することを促進し、及び不履行の事案に対処するための協力についての効果的な手続並びにそのための実用的な制度を検討し、及び承認する。これらの手続及び制度には、監視並びに特に開発途上国及び移行経済国に対する助言又は支援（必要とされる場合には、法律上の助言又は支援を含む。）の提供を含める。

第二十二条　紛争の解決

22.1　この条約の解釈又は適用に関して締約国間で紛争が生じた場合には、紛争当事国は、交渉により紛争の解決に努める。

22.2　紛争当事国は、交渉により合意に達することができなかった場合には、第三者によるあっせん又は仲介を共同して求めることができる。

22.3　いずれの締約国も、22.1又は22.2の規定により解決することができなかった紛争について、次の紛争解決手段の一方又は双方を義務的なものとして受け入れることをこの条約の批准、受諾若しくは承認若しくはこれへの加入の際に又はその後いつでも、寄託者に対し書面により宣言することができる。

(a)　附属書Ⅱ第一部に規定する手続による仲裁

(b)　国際司法裁判所への紛争の付託

22.4　紛争は、紛争当事国が22.3の規定に従って同一の紛争解決手段を受け入れている場合を除くほか、当該紛争当事国が別段の合意をしない限り、附属書Ⅱ第二部の規定により調停に付する。

第二十三条　条約の改正

23.1　締約国は、この条約の改正を提案することができる。

23.2　この条約の改正は、理事会の会合において採択する。改正案は、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局長が締約国に通報する。

23.3　この条約の全ての改正は、理事会の会合に出席する締約国によるコンセンサス方式によってのみ決定される。

23.4　理事会が採択した改正は、締約国の三分の二が批准書、受諾書又は承認書を寄託した後九十日目の日に、当該改正を批准し、受諾し、又は承認した締約国の間で効力を生ずる。その後は、当該改正は、他の締約国が当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した後九十日目の日に、当該他の締約国について効力を生ずる。

23.5　この条の規定の適用上、国際連合食糧農業機関の加盟機関によって寄託される文書は、当該加盟機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第二十四条　附属書

24.1　この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、「この条約」というときは、附属書を含めていうものとする。

24.2　この条約の改正に関する前条の規定は、附属書の改正について準用する。

第二十五条　署名

この条約は、二千一年十一月三日から二千二年十一月四日まで、国際連合食糧農業機関において、国際連合食糧農業機関の全ての加盟国及び当該加盟国でない国であって国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国であるものによる署名のために開放しておく。

第二十六条　批准、受諾又は承認

この条約は、前条に規定する国際連合食糧農業機関の加盟国及び非加盟国により批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

第二十七条　加入

この条約は、この条約の署名のための期間の終了後は、国際連合食糧農業機関の全ての加盟国及び当該加盟国でない国であって国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国であるものによる加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

第二十八条　効力発生

28.1　この条約は、二十以上の国際連合食糧農業機関の加盟国により批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託されていることを条件として、四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後九十日目の日に効力を生ずる。ただし、29.2の規定に従うことを条件とする。

28.2　28.1に規定する四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国際連合食糧農業機関の加盟国及び当該加盟国でない国であって国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国であるものについては、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後九十日目の日に効力を生ずる。

第二十九条　国際連合食糧農業機関の加盟機関

29.1　国際連合食糧農業機関の加盟機関がこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する場合には、当該加盟機関は、国際連合食糧農業機関憲章第二条5の規定に従って提出したその権限に関する宣言についてこの条約の締結に照らして必要となる変更であって当該加盟機関の権限の配分に関するものを、同憲章第二条7の規定に従って通報する。この条約のいずれの締約国も、いつでも、この条約の締約国である国際連合食糧農業機関の加盟機関に対して、この条約の対象となる特定の事項の実施に関し、当該加盟機関又はその構成国のうちいずれが責任を有するかについての情報を提供するよう要請することができる。当該加盟機関は、合理的な期間内にこの情報を提供する。

29.2　国際連合食糧農業機関の加盟機関によって寄託される批准書、受諾書、承認書、加入書又は脱退を通告する文書は、当該加盟機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第三十条　留保

この条約には、いかなる留保も付することができない。

第三十一条　非締約国

締約国は、国際連合食糧農業機関の加盟国その他の国であってこの条約の締約国でないものに対し、この条約を締結するよう奨励する。

第三十二条　脱退

32.1　いずれの締約国も、この条約が自国について効力を生じた日から二年を経過した後はいつでも、寄託者に対し、この条約から脱退する旨を書面で通告することができる。寄託者は、その旨を直ちに全ての締約国に通報する。

32.2　脱退は、脱退を通告する文書の受領の日から一年で効力を生ずる。

第三十三条　終了

33.1　この条約は、脱退の結果として締約国の数が四十未満となる場合には、残余の締約国が全会一致で別段の決定を行う場合を除くほか、その時に自動的に終了する。

33.2　寄託者は、締約国の数が四十になった場合には、全ての残余の締約国に通報する。

33.3　この条約を終了する場合には、資産の処分については、理事会が採択する財政規則により規律される。